

原審は、分娩監視及び帝王切開術に関する過失等を認めず、被控訴人医師に蘇生ガイドラインに反して気管内挿管を実施しなかった蘇生措置に関する過失を認めたものの、本件後遺障害との間に因果関係は認めず、本件後遺障害が残らなかった相当程度の可能性による慰謝料の請求権も、産科医療補償制度による補償金で全て填補されたと判断して、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人らは、本件控訴を提起した。